（参考２）

暴力団排除に関する欠格事由

【１】法第１０条第４号関係

　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（【１】説明）

上記のとおり。

【２】法第１０条第６号関係

　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【１】に該当するもの

（【２】説明）

　「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第６条）

②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第７５３条）

【３】法第１０条第７号関係

　法人であって、その役員のうちに【１】又は【２】のいずれかに該当する者があるもの

（【３】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。

②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。

③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）

法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者

②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主

③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

①　施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。

②　同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第３条第２項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

（参照条文）

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

（平成１８年法律第５１号）

（欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五　第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十　その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一　法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二　官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（準用）

第十五条　第十条、（中略）の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

（平成１８年政令第２２８号）

（親会社等）

第三条　法第十条第九号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

２　ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成３年法律第７７号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

七・八　（略）

●民法（明治２９年法律第８９号）

（未成年者の営業の許可）

第六条　一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

２　前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（婚姻による成年擬制）

第七百五十三条　未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。